

(非公式訳)

投資委員会事務局告示

第 Por.3/2547

件名：投資拡大によるプロジェクト変更の審査基準

投資拡大のある奨励プロジェクトの変更認可を審査する基準を改定するべきとし、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 13 条の権限に基づき、2004 年 6 月 11 日における投資委員会の承認により投資委員会事務局は以下の通り 2000 年 11 月 27 日付第 Por.11/2544 号投資委員会事務局告示を廃止し、以下の通り投資拡大によるプロジェクト変更の審査基準を定める。

1. 既存製品の生産力拡大の場合

- (1) 未開始またはフル稼働していないプロジェクトでなければならない。合計、最初の奨励証書における生産力の 30% 以下拡大を認可するが、第 8/2543 号投資委員会事務局告示件名投資促進策に基づく生産力拡大を含まない。
- (2) 既存生産ライン改良あるいは既存機械の生産効率改良による生産力拡大は奨励証書に基づくフル生産をしても適切により生産力拡大を認可する。なお、技術的および工学的に証明できる事実および理由が必要とする。
- (3) 既存の奨励証書に基づき、残った恩典を付与する。既存の生産ライン改良あるいは生産効率の改良の場合のみ、適切により機械に関する恩典期間を延長させる。

2. 製品増加の場合

- (1) 未開始またはフル稼働していないプロジェクトでなければならない。
- (2) 機械に関する投資は合計最初の奨励証書に基づく機械金額の 30% を越えてはならない。なお、この金額は第 8/2543 号投資委員会事務局告示件名投資促進策に基づく生産力拡大を含まない。
- (3) 立地条件猶予を申請する際において奨励対象製品でなければならない。
- (4) 既存の奨励証書に基づき、残った恩典を付与する。

3. いずれの場合、新しいプロジェクトあるいは既存プロジェクトの変更で奨励者に付与される恩典が変わらなければ、生産力が 30% 以上増加する場合でも、機械投資が 30% 増加する場合でも既存プロジェクトの変更として認可することが可能とする。

4. 以上の基準で判断できない場合は事務局長が判断する。

2003 年 6 月 11 日より有効とする。

告示日：2004 年 7 月 1 日

(ソムポン・ワナーパー)
投資委員会事務局長